

議案第2号

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「その都度」を「その月分を翌月末日までに」に改め、同号ただし書を削る。

別表第1 奨学生選考委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	会長	日額	4,000円
	その他の委員	日額	3,500円

別表第1中「市民後見推進審議会」を「成年後見制度利用促進審議会」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
第4条 報酬の支給日は、次のとおりとする。				第4条 報酬の支給日は、次のとおりとする。			
(1) 報酬が日額で定められている者には、 <u>その月分を翌月末日までに支給する。</u>				(1) 報酬が日額で定められている者には、 <u>その都度支給する。ただし、その月分を 末日までに支給することができる。</u>			
(2)～(3) 省略				(2)～(3) 省略			
2 省略				2 省略			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
		支給区分	金額			支給区分	金額
省略				省略			
奨学生選考委員会	省略			奨学生選考委員会	省略		
学校運営協議会	会長	日額	4,000円	社会教育委員 省略			
	その他の委員	日額	3,500円	省略			
社会教育委員		省略		市民後見推進審議会 省略			
省略				省略			
成年後見制度利用促進審議会	省略			備考 省略			
省略							
備考 省略							